

魚種	漁法		規模等	区域	期間
(1) あゆ	友釣		掛針 イカリ1段4本以内 チラシ2本 尾びれの端より7cm以内 擬似おとり禁止 リール禁止	全域	6月1日以降で 組合が定める日～ 11月30日
	毛針釣	石川釣（ドブ釣）	石川針3本以内	安倍川、大河内えん堤上流端より上流の区域	6月1日以降で 組合が定める日～ 10月31日
	掛釣	ゴロ引		安倍川の狩野橋下流端から下流 安倍川大橋上流端に至る区域	9月1日 ～9月30日
	餌釣		コマセ釣禁止 その仕掛も禁止 リール禁止	安倍川の竜西橋下流端から下流の区域 薬科川の牧ヶ谷橋下流端から下流の区域 丸子川の国道150号線広野橋下流端から下流の区域 内牧川の静岡市葵区安倍口新田地先の躍動橋下流端から下流の区域 足久保川の飛沢橋下流端から下流の区域 油山川の葵区油山1038の鉄橋下流端から下流の区域 水見色川の株田橋上流端から上流の区域 新聞谷川の新聞大橋上流端から上流の区域	6月1日以降で 組合が定める日～ 11月30日
	毛針釣	流し毛針釣 (蚊針釣)	7本以内	安倍川の平野橋上流端より上流100mから上流大河内えん堤の区域（ただし、支流は除く） 中河内川の玉川橋上流端から上流の区域 足久保川の飛沢橋下流端から上流の区域	8月16日 ～11月30日
		流し毛針釣	特例 中学生以下に限る	両河川全区域	4月1日 ～9月30日
	※投網は組合員証と投網承認証所持者に限る		安倍川、曙橋下流端から下流の区域 薬科川、バイパス薬科川橋下流端から下流の区域 丸子川、国道150号線広野橋下流端から下流の区域	7月1日 ～11月30日	
(2) うなぎ	穴釣		針1本以内	全域	4月1日 ～9月30日
	置針 年鑑札保持者に限る		針1本 5仕掛け以内		
うげは組合員のみとし、うげ承認証所持者に限る (1名につき5本以内・1本1,000円)					
(3) にじます あまご	餌釣 毛針釣	和式毛針釣（テンカラ）	1本針 ルアー禁止	黒俣川の相俣本橋上流端から清沢小学校正門までに至る漁業センター	1月1日 ～12月31日
				上記以外の区域	3月1日 ～10月31日
	毛針釣	フライ釣	1本針 ルアー禁止	安倍川の静岡市大河内えん堤上流端から上流の区域 足久保川の第3号床固工上流端から上流の区域	3月1日 ～10月31日
				安倍川の曙橋上流端から上流大河内えん堤上流端までの区域 中河内川の安倍川本流との合流点から上流の区域 西河内川の中河内川との合流点から上流の区域 薬科川の清沢橋上流端から上流の区域	3月1日 ～4月30日
			黒俣川の相俣本橋上流端から清沢小学校正門までに至る漁業センター ※あまごに限る	1月1日 ～12月31日	
	ルアー釣	ルアー釣	針3本以内 (バーブレス)	安倍川、大河内えん堤上流端より上流の区域	3月1日 ～10月31日
(4) おいかわ	餌釣 毛針釣	5月6日より鮎解禁日前日まで全域禁漁	シラス、アミエビ禁止	安倍川本支流の竜西橋上流端から上流の区域 薬科川本支流の清沢橋上流端から上流の区域	3月1日 ～10月31日
				安倍川本支流の竜西橋上流端から上流の区域を除く全域 薬科川本支流の清沢橋上流端から上流の区域を除く全域	1月1日 ～11月30日
全魚種	友釣 石川釣 餌釣 毛針釣		中学生以下釣専用区	安倍川、静岡市野田平 公園前100m区域 安倍川、静岡市平野橋上流端より上流100m区域	全魚種(1)～ (4) 上記期間と 同じ

※コマセ・ラセンは禁止です。また、餌として針につけるもの以外で、魚を寄せつける行為も禁止です。